

税の申告 正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために、所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！

市では

市・県民税 国民健康保険税

申告期間
2月16日(月)～3月16日(月)

◎期間中は確定申告の受付もいたします

問合せ 市役所 税務課
☎ 22・8106

申告が必要な方

平成21年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
※収入が全くない方でも、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方、国民年金保険料の免除・児童手当等の支給を受けられる方は申告が必要となります。
《申告をする必要のない方》
● 税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告

を兼ねています)

- 一カ所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入のみで、各種控除を受けなくても税金のかからない方

申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成20年分源泉徴収票(給与、年金収入がある方)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業、農業、不動産収入の

ある方)

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料(または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)
- 寄附金受領証明書(寄附金税額控除の申告をする方)
- 障害者手帳(市町村長等の認定を受けている方を含む)、療育手帳等(お持ちの方) など

申告受付日程

- ◎該当地区の期日に申告できない方は、都合のよい日に最寄の会場へお越しください。
- ◎2月中は出張申告を行っていますので、市役所での申告はできるだけ3月2日以降にお願いします。

2月	とき	ところ	
16日(月)	9:00～16:00	旧葉原小学校 農協東部支店	
17日(火)	9:00～11:30	横浜公会堂	
	13:30～16:00	東浦公民館 赤崎小学校	
18日(水)	9:00～16:00	農協東部支店	
	9:00～16:00	中郷公民館 農協東部支店 農協敦賀支店	
19日(木)	9:00～16:00	愛発公民館 農協東部支店	
20日(金)	9:00～16:00	農協栗野支店	
24日(火)	9:00～16:00	栗野公民館 農協栗野支店	
25日(水)	9:00～16:00	栗野公民館	
26日(木)	9:00～11:30	常宮小学校	
27日(金)	9:00～11:30	沓見公会堂	
3月	とき	ところ	
2日(月) 3日(火)	9:00～16:00	市役所(4階講堂) 農協敦賀支店 農協栗野支店	
		市役所(4階講堂) 農協敦賀支店	
4日(水)	9:00～16:00	市役所(4階講堂) 農協敦賀支店	
5日(木)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)	
6日(金)			農協本店
9日(月)			農協本店
10日(火)			
11日(水)			
12日(木)			農協本店
13日(金)	農協本店		
16日(月)			

税務署では

所得税・消費税 の確定申告 を受け付けています

申告・納税期限

▼ 所得税 3月16日(月)
▼ 消費税 3月31日(火)

問合せ 敦賀税務署
☎ 22・1010

確定申告は便利な e-Tax(インターネット)で

国税庁ホームページにある「確定申告書等作成コーナー」をご存じですか?
このコーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の確定申告や青色決算書、収支内訳書などが作成できます。
申告書などを作成した後は、同コーナーの画面上からそのままe-Taxを利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンタで印刷して送付等により税務署へ提出することができます。

《e-Tax利用によるメリット》

- ① 最高5,000円の税額控除(平成19年分の確定申告でこの控除を受けていない方のみ)
- ② 添付書類を提出省略(確定申告期限から3年間は、添付書類の提出または提示を求められることがあります)
- ③ 還付金がスピーディー(3週間程度に短縮)

「確定申告書等作成コーナー」へ!

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

e-Taxを ご利用いただく前に

- 《必要なもの》
● 電子証明書付き住民基本台帳カード(市役所市民課で30分程度で取得できます。窓口が混み合っている場合は時間がかかることがあります)ので、早めの取得をお願いします。
● 電子証明書の有効期限は発行日から3年間です。既に取得されている方で有効期限が切れる方は、市民課で更新の手続きをお願いします。(電子証明書等の取得に関する問合せ 市民課 ☎ 22・8116) ICカードリーダーライター(家電量販店などで購入できます)

市・県民税からの 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除) の申告受付が始まります

次の条件に該当する方は、市・県民税からも住宅ローン控除ができます。
この控除を受けるには**申告が必要**です。申告用紙は税務課にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

【対象者】

- 平成11年～平成18年末に住宅に入居された方で、次の①または②に当てはまる方。
- ① 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
 - ② 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

● 給与収入のみで所得税の確定申告を行わず、年末調整だけを行う方は、市役所へ申告書を提出してください。

- 【提出先】 市役所 税務課
【申告期限】 3月16日(月)
【提出書類】 平成21年度分 市県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書
★「平成20年分 給与所得の源泉徴収票(原本)」を添えて提出してください。
● 所得税の確定申告を行う場合は、所得税の確定申告書とともに税務署へ提出してください。

寄附金控除が見直されました

【変更内容】

- ▶ 市・県民税の控除対象
 - ① 市区町村や都道府県への寄附金
 - ② 住所地の共同募金または日本赤十字社支部への寄附金
 - ◎ 市、県が条例により指定した寄附金(新たに追加)
- ▶ 控除方法
 - ・ 所得控除方式から税額控除方式へ
 - ・ 寄附金控除の適用下限額が10万円から5千円に
 - ・ 寄附金の上限を総所得金額等の25%から30%に

【計算方法】

- ① (寄附金-5千円)×10%(市民税6%・県民税4%)
 - ② (寄附金-5千円)×(90%-[0~40%:所得税の税率])
- ※②は市・県民税所得割の1割が限度となります。

【(A)の場合】

控除額=①+②

【(B)、(C)の場合】

控除額=①

